

# 10 調査の実施

障害者雇用納付金制度は、事業主による自主申告・納付、自主申請を基本としておりますが、制度の適正運営、経済的負担の平等性の確保などの観点から調査を実施しています。

調査は、法第52条等の規定に基づき、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金等の支給の適正を期するため、源泉徴収票（写）や障害者手帳等（写）の根拠資料の添付を義務付けている事業主を含むすべての事業主を対象として実施いたします。調査の際は、申告申請内容の確認のため、常用雇用労働者の総数を明らかにする書類や障害者であることを明らかにする書類等の提示を求め、対象年度各月における常用雇用労働者数や雇用障害者（離職者を含む。）の確認、調査を行います。

つきましては、法第81条の2及び施行規則第43条で義務付けられている雇用する障害者（離職者を含む。）の確認書類等の備え付け及び保管について、P49の「（6）障害者確認書類の備え付け及び保管」をご参照の上、確実な保管をお願いします。また、障害者の確認書類に限らず、申告申請書作成時に根拠とした書類は、適切な保管をお願いします。

また、調査の結果、申告した納付金の額が過少であると明らかになったときは、不足となった納付額に法第58条に基づき追徴金が課せられることとなりますので、調査実施前に事業主自らが申告申請書の再点検を必ず実施していただくようお願いします。その結果、記載内容に誤りがあり、申告した納付金の額等に変更が生じる場合は、調査実施日の前日までに各都道府県申告申請窓口において、必要な手続きを行ってください。

なお、調査対象となった事業主には、調査へのご協力の依頼をするとともに、調査実施の3週間程度前までに具体的な調査日程の連絡をさせていただきます。

調査の実施方法や調査結果の取扱いについては、令和7年4月以降、調査対象事業主にお送りする「障害者雇用納付金関係業務調査のごあんない」をご確認ください（「障害者雇用納付金関係業務調査のごあんない」は、令和7年4月頃当機構ホームページでも掲載する予定です。）。

## 【調査に関するお問い合わせ先】

本部 納付金部調査課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)	電話：043-297-9654
北海道支部 納付金調査課 (北海道)	電話：011-622-3353 FAX：011-805-3355
宮城支部 納付金調査課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	電話：022-361-6295 FAX：022-363-3181
愛知支部 納付金調査課 (富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)	電話：052-218-3386 FAX：052-218-3389
大阪支部 納付金調査課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	電話：06-7664-0099 FAX：06-7664-0645
広島支部 納付金調査課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	電話：082-545-7136 FAX：082-248-1351
福岡支部 納付金調査課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	電話：092-718-7620 FAX：092-718-1314
沖縄支部 納付金調査課 (沖縄県)	電話：098-941-3301 FAX：098-941-3302

※ 申告申請手続きに関するお問い合わせ先は裏表紙「お問い合わせ・申告申請窓口一覧」に掲載しています。

# 障害者雇用納付金関係業務調査の流れ

